

令和8・9・10年度物品購入等競争入札参加資格申請 お問い合わせ内容と回答

岩手県にお問い合わせがあった内容を掲載しています。申請の際の参考にしてください。
項目は「1申請方法」「2申請項目」「3添付書類」「4電子申請システムの操作」「5変更届」「6その他」に分かれています。
なお、問い合わせにより一部内容を修正し掲載しています。ご了承ください。

項目	お問い合わせ内容	県の回答
1申請方法	令和7年12月1日に新会社に吸収合併されることとなり、新会社は物品購入等競争入札参加資格の登録事業者ではない。R5.6.7年度とR8.9.10年度の申請を行うにはどのようにしたらいいでしょうか	本来R5.6.7年度の申請は令和7年11月末で終了しておりますが、現在登録業者である会社が吸収合併等により新たな会社に代わる場合は、新会社がR5.6.7年度とR8.9.10年度の申請を行うことが可能です。 通常の申請手続きと異なりますので必ず事前に申請方法や申請時期について提出先となる出納局もしくは各審査指導監へご相談いただき、申請をお願いします。
2申請項目	本店情報と支店情報の口座は同じ口座を記載してもいいでしょうか	同じ振込口座でも構いません。同じ振込口座の場合でも、本店情報にも支店情報にも記載をお願いします。
2申請項目	カナで伸ばす棒を入力できないのですがどうしたらいいですか	カナ欄はカタカナしか入力できない設定になっていますので、カナ入力に設定の上入力をお願いします。
3添付書類	本店が県外の事業者で岩手県内支店の登録をしない場合、納税証明書（県税分）を提出する必要がありますか	提出の必要はありません。
3添付書類	添付書類は何を提出すればいいですか	「申請の案内（R8-R10）」の3ページ目から掲載していますのでご確認ください。
3添付書類	「様式第3号債権債務者登録票（2）」の提出が必要な場合とはどのような場合ですか	登録する支店が5店舗以上の場合、様式第3号を作成し、システムへファイル添付をお願いします。支店4店舗まではシステム画面で入力をお願いします。
3添付書類	「様式第5号誓約書」の押印は必要ですか	押印不要です。
3添付書類	「様式第5号誓約書」のパスワードの設定は必要ですか	電子申請の場合、電子申請画面に添付場所がありますので、パスワードの設定をせずにExcel様式をそのまま添付してください。
3添付書類（委任状）	委任状の期間をいつまでにしたらいいでしょうか	令和8年1月末までに申請を受理した場合、登録期間は令和8年4月1日から令和11年3月31日ですが、県の支払手続きの関係上、委任期間は最長令和8年4月1日から令和11年5月31日まで届出することが可能です。
3添付書類（委任状）	委任状に押印する印は実印ですか	実印での押印をお願いします。
4電子申請システムの操作	電子申請システムに入力したデータを一時保存することはできますか	一時保存可能です。 【操作方法】 申請画面の下に「一時保存」のボタンがありますのでクリックすると「拡張子.k1m」のファイルがパソコンに保存されます。 保存データを読み出したいときは、電子申請システムの申請画面を開き、申請画面下の「再読み込み」のボタンをクリックし、「拡張子.k1m」のファイルを選択することでデータを読み出すことが可能です。 ※添付したファイルは一時保存されません。一時保存前に添付したのもも再度添付作業が必要になります。

4電子申請システムの操作	申請しましたが、申請内容を修正するようメールが届きました。修正方法はどちらがいいですか。	電子申請・届出サービス操作マニュアル p 12 「申請内容の修正」をご覧ください。
4電子申請システムの操作	岩手県電子申請・届出サービスから、返信文書が送付されたとのメールが届きました。確認方法はどちらがいいですか。	電子申請・届出サービス操作マニュアル p 2 「アクセス方法」 p 19 「岩手県からの通知内容の確認」をご覧ください。